

杉戸町介護サービス利用者負担助成制度 申請のお知らせ

杉戸町では、下表に該当する方を対象に、介護保険サービスを利用になったときにかかる利用料（保険適用分のみ）についての助成制度があります。

助成方法は、「杉戸町介護サービス利用者負担助成認定証」を杉戸町と協定しているサービス提供事業者に提示することで、支払いの際に下記の助成割合分が差し引いて請求されるものであり、利用者の費用負担が軽くなります。また協定を結んでいない事業者で利用した場合は、後日領収書を役場に提出することで、助成額が指定口座に振り込まれます。

この制度を利用するには「杉戸町介護サービス利用者負担助成認定証」が必要です。認定証の発行を希望される方は、同封の「杉戸町介護サービス利用者負担助成申請書」をご記入の上、高齢介護課 介護保険担当 までご提出ください。

対象者 (介護保険料を滞納し給付制限を受けている方は除きます)	軽減割合
介護保険料が第1段階 (老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方)	利用者負担額 (保険適用分)の50%
介護保険料が第1段階 (世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方)	利用者負担額 (保険適用分)の25%
介護保険料が第2段階 (世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方)	
介護保険料が第3段階 (世帯全員が住民税非課税の方で、第1・2段階に該当しない方)	
その他 (2号被保険者で、第1・2・3段階に準じる方)	

※助成適用開始期間 原則、申請月の初日より該当となります。

＜問い合わせ＞ 杉戸町 高齢介護課 介護保険担当
TEL 0480-33-1111 (内線 315・316)

- ※1 この制度の認定について、介護保険の利用者本人および同じ世帯の方全員の課税状況を確認しています。税情報が登録されていない方は、前年中（1月から7月の間に申請する場合は前々年）の収入について申告が必要です。（遺族年金・障害年金など非課税年金の受給者、被扶養者で収入が無い場合でも申告が必要なことがあります。）
- ※2 杉戸町と協定を結んでいないサービス提供事業所をご利用の場合、認定証による割引ができませんが、領収書等の提出で後日杉戸町から指定口座に助成金を振り込むことができます（下記参照）。
- ※3 介護保険外の費用（食費、居住費、日用品費など）は、この制度の対象外です。

介護保険サービス利用者負担助成 ご利用までの流れ

